

平成 30 年度 9 月補正（第 3 号）の概要

I 一般会計補正予算（第 3 号）

1 補正予算の内容

台風第 21 号被害における市有施設等の早期の復旧を行うとともに、兵庫県 9 月補正予算に伴う被災者支援対策等を実施するため、平成 30 年度一般会計補正予算（第 3 号）を編成する。

(1) 台風第 21 号被害からの復旧関係 479,000 千円

（市有施設等の復旧）

○ 有料公園等	270,000 千円
○ 学校・幼稚園	107,000 千円
○ 地域総合センター	35,000 千円
○ 市営住宅	21,000 千円
○ 支所・地区会館	12,000 千円
○ 保育所	11,000 千円
○ その他	23,000 千円

(2) 台風第 21 号被害からの復旧関係 6,620 千円

（兵庫県 9 月補正予算関係）

○ 被災者生活再建支援金	6,150 千円
○ 住宅災害復興融資利子補給事業費	262 千円
○ 被災者生活復興資金貸付金利子補給負担金	208 千円

(3) ブロック塀等撤去に係る補助事業 5,400 千円

（兵庫県 9 月補正予算関係）

○ 建築物耐震化促進事業費

2 補正予算の規模

（単位：千円）

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
208,762,004	491,020	209,253,024

3 歳入歳出補正予算額

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款	補正予算額	款	補正予算額
地方交付税	217,835	総務費	12,000
国庫支出金	2,700	民生費	52,358
県支出金	4,574	衛生費	10,000
繰越金	38,457	農林水産業費	6,000
市債	227,454	土木費	179,662
		教育費	107,000
		災害復旧費	124,000
合 計	491,020	合 計	491,020

4 債務負担行為

追 加

事 項	期 間	限 度 額
被災者生活復興資金貸付金利子補給負担金	平成 35 年度	兵庫県が被災者生活復興資金貸付金の利子補給を行う額に対する市負担額
住宅災害復興融資利子補給事業	平成 35 年度	住宅災害復興融資において融資残額に年 2.5%以内の割合で算定される利子補給額

5 費目別事業概要

総務費

12,000 千円

地区会館等施設整備事業費

9,000 千円

台風第 21 号被害からの復旧を行う。(武庫支所・地区会館複合施設の外壁損壊などの復旧)

支所施設整備事業費

3,000 千円

台風第 21 号被害からの復旧を行う。(武庫支所・地区会館複合施設の外壁損壊の復旧)

民生費	52,358 千円
被災者生活復興資金貸付金利子補給負担金	208 千円
兵庫県 9 月補正に伴い、台風第 21 号の被害を受けた世帯で被災家屋の補修等を行う者に対して、県が実施する被災者生活復興資金貸付金に係る利子補給の一部を負担する。	
被災者生活再建支援金	6,150 千円
兵庫県 9 月補正に伴い、台風第 21 号の被害を受けた世帯で住宅の建設や補修等を行う者に対して、被災者生活再建支援金の支給を行う。	
地域総合センター整備事業費	35,000 千円
台風第 21 号被害からの復旧を行う。（地域総合センターの屋上防水破損の復旧）	
公立保育所維持管理事業費	11,000 千円
台風第 21 号被害からの復旧を行う。（公立保育所の倒木の撤去など）	
衛生費	10,000 千円
衛生研究所検査機器整備事業費	10,000 千円
台風第 21 号被害からの復旧を行う。（衛生研究所の排ガス洗浄設備の復旧）	
農林水産業費	6,000 千円
農業公園管理事業費	6,000 千円
台風第 21 号被害からの復旧を行う。（農業公園の倒木の撤去など）	
土木費	179,662 千円
駐車場施設維持管理事業費	7,000 千円
台風第 21 号被害からの復旧を行う。（阪神尼崎駅前駐車場の自家用発電装置の復旧）	

建築物耐震化促進事業費	5,400 千円
兵庫県 9 月補正に伴い、私立幼稚園、私立認定こども園、法人保育園、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設のブロック塀等の撤去補助を行う。	
公園維持管理事業費	135,000 千円
台風第 21 号被害からの復旧を行う。（市内一円の公園の倒木の撤去など）	
有料公園施設整備事業費	11,000 千円
台風第 21 号被害からの復旧を行う。（記念公園のフェンス損壊の復旧、倒木の撤去など）	
市営住宅指定管理者管理運営事業費	21,000 千円
台風第 21 号被害からの復旧を行う。（市営住宅の屋上屋根材などの復旧）	
住宅災害復興融資利子補給事業費	262 千円
兵庫県 9 月補正に伴い、台風第 21 号の被害を受けた世帯で住宅の建設や補修等を行う者に対して住宅災害復興融資に係る利子補給を行う。	
教育費	107,000 千円
各種施設整備事業費（小学校）	53,000 千円
台風第 21 号被害からの復旧を行う。（小学校のフェンス損壊の復旧、倒木の撤去など）	
各種施設整備事業費（中学校）	44,000 千円
台風第 21 号被害からの復旧を行う。（中学校のフェンス損壊の復旧、倒木の撤去など）	
各種施設整備事業費（高等学校）	5,000 千円
台風第 21 号被害からの復旧を行う。（高等学校のフェンス損壊の復旧、倒木の撤去など）	
各種施設整備事業費（幼稚園）	5,000 千円
台風第 21 号被害からの復旧を行う。（幼稚園の倉庫損壊の復旧、倒木の撤去など）	

災害復旧費

124,000 千円

公園災害復旧費

124,000 千円

台風第 21 号被害からの復旧を行う。(魚つり公園棧橋損壊・
野球場フェンス損壊、小田南公園野球場のバックネット損壊、
西向島公園野球場のフェンス損壊、宮前公園遊具損壊の復旧)

(参 考) 台風第 21 号被害からの市有施設等の復旧対応について

台風第 21 号被害の総額

9 月補正（第 3 号）で対応するものと、既定予算の中で対応するものを合計すると約 8 億円の見込みである。

1 9 月補正（第 3 号）で対応するもの 479,000 千円

<被害の主な内容>

倒木の撤去、フェンス損壊、屋上防水破損、栈橋の損壊、屋上屋根材の破損など

- (1) 有料公園等（有料施設公園 4 箇所、その他市内一円の公園）
魚つり公園、記念公園、小田南公園、西向島公園など
- (2) 学校・幼稚園（35 校、3 園）
日新中学校、難波の梅小学校、小田北中学校、小園小学校など
- (3) 地域総合センター（4 施設）
神崎、南武庫之荘、今北、上ノ島
- (4) 市営住宅（6 住宅）
上食満魚取第 2、時友長ノ手、築地改良、築地南浜改良など
- (5) 保育所（21 施設）
各公立保育所
- (6) 支所・地区会館（2 施設）
武庫支所・地区会館複合施設、小田地区会館
- (7) その他（3 箇所）
衛生研究所、阪神尼崎駅前駐車場、農業公園

2 既定予算の中で対応するもの 約 295,000 千円

※早期復旧を要するもののうち特に緊急度の高いものなどについては、既定予算の中で、至急の対応を行う。

<被害の主な内容>

屋上防水の全損、街路灯の破損、ガラス割れなど

- (1) 学校（8 校） 約 151,000 千円
武庫の里小学校、園和北小学校、難波小学校など
- (2) 道路・橋りょう・水路（市内一円） 約 50,000 千円
市内一円道路など
- (3) 市営住宅（60 住宅） 約 21,000 千円
戸ノ内浜西改良、築地改良、塚口第 1 など
- (4) その他 約 73,000 千円
クリーンセンター、大庄公民館など